

印西地区消防組合公告第16号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年6月22日

印西地区消防組合管理者 笠井 喜久雄

1 事業名称

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 【長期】電話交換機賃貸借 |
| (2) 納入場所 | 印西市牧の原二丁目3番地 |
| (3) 納入期限 | 令和8年9月30日まで |
| (4) 事業概要 | |
| ①目的 | 現在使用している本部電話交換機は、部品の供給期間が終了しており、大規模な修繕に対応ができない状態であり消防行政の確保のため、新たに電話交換機の交換を行うもの |
| ②規模等 | 電話交換機一式 |
| ③仕様 | 別途仕様書のとおり |
| (5) 入札方法 | 事後審査型制限付一般競争入札 |

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
- ・印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市以下「関係市」という。）の令和8・9年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。

(2) 別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

(1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード

URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>

(2) 期間 令和8年6月22日(月)から令和8年7月2日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧は次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 令和8年6月22日(月)から令和8年7月2日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

(3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課(入札約款及び本業務に係る契約書案)
印西地区消防組合消防本部総務課(設計図書等)

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当(総務課)に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

(1) 期間 令和8年6月22日(月)から令和8年7月2日(木)まで

(2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課

回答は、令和8年7月8日(水)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種(業種)」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

別表に定める。

(2) 入札方法

入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 4 3 2 1

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail fire-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第16号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	【長期】電話交換機賃貸借		
納入場所	印西市牧の原二丁目3番地	納期	令和8年9月30日まで
概要	電話交換機、電話機、機器保守	賃貸借期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
予定価格	金10,627,080円(税抜)		
2 入札参加条件			
資格要件	工種(業種)(※1)	物品部門 (通信機・家電(電話交換機、電話機・ファクシミリ))	
	事業所の所在地(※1)	なし	
	その他事業に必要な資格条件	保守、点検、修理、物品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。	
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和8年6月22日(月)から令和8年7月2日(木)まで 午前9時から午後5時まで		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書、誓約書 アフターサービス体制を有していることがわかる書類		
4 設計図書等の交付等			
交付期間	令和8年6月22日(月)から令和8年7月2日(木)まで 午前9時から午後5時まで		
5 質問及び回答			
質問	令和8年6月22日(月)から令和8年7月2日(木)まで 午前9時から午後5時まで		
回答	令和8年7月8日(水)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和8年7月9日(木)から令和8年7月13日(月)まで 午前9時から午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和8年7月14日(火)午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考			
事業担当	印西地区消防組合消防本部総務課 担当 庶務係 (電話) 0476-46-4321 (ファクシミリ) 0476-46-9914 (電子メール) fire-inzaichiku@nifty.com		

(※1) 令和8・9年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に記載されている者。

貸貸借契約書（長期継続契約／保守有）

貸貸借契約書 （長期継続契約）

1. 事業名 【長期】電話交換機貸貸借
2. 事業場所 印西市牧の原二丁目3番地
3. 貸借料 【月額】金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
4. 貸借期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
5. 契約保証金

上記について、賃借人と貸貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって貸貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

賃借人 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合
氏名 管理者 笠井 喜久雄 印

貸貸人 住所
氏名 印

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 賃貸人は、仕様書等記載の物件（以下「この物件」という。）を契約書記載の賃貸借期間、仕様書等に従い賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、その賃借料を賃貸人に支払うものとする。

3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間の末日までの間をいう。

4 賃貸人は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

5 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、賃借人及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借人及び賃貸人は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 賃借人及び賃貸人は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務等の譲渡)

第3条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

第4条 賃貸人は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 賃貸人は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、賃借人の承認を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、賃借人の責に帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(物件の納入等)

第6条 賃貸人は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から賃借人の使用に供しなければならない。これに要する費用は、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、賃貸人の負担とする。

2 賃借人は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、賃借人の職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

3 賃貸人は、この物件を納入するときは、賃借人の定める項目を記載した納品書を提出しな

なければならない。

- 4 賃貸人は、この物件を納入する上において当然必要なものは、賃貸人の負担で行うものとする。

(検査)

第7条 賃借人は、賃貸人から納品書の提出を受領した日から起算して10日以内に検査し、その検査に合格したときをもって、賃貸人からこの物件の引渡しを受けたものとする。

- 2 賃貸人は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 賃貸人は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 賃借人は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物件に係る損失は、すべて賃貸人の負担とする。

(引換え又は手直し)

第8条 賃貸人は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、引換え又は手直しの完了を検査の合格とみなして前2条の規定を準用する。

(使用開始日の延期等)

第9条 賃貸人は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

- 2 賃貸人は、前項の届出をしたときは、賃借人に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、賃借人は、その理由が賃貸人の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

第10条 賃貸人の責に帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、賃借人は、賃貸人から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、賃貸借期間の賃借料の総額（以下「賃借料の総額」という。）に印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

(賃借料の支払い)

第11条 賃貸人は、この物件を賃借人が使用した月（以下「当該月」という。）の翌日以降、毎月1回契約書記載の賃借料を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が仕様書等において請求期間を別に定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は前2条による使用開始日の延長などにより、当該月における物件の使用が1月に満たなくなったとき（賃借人の責に帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 3 賃借人は、第1項の規定により賃貸人から請求があったときは、賃貸人の履行状況を確認の上、その請求を受領した日から起算して30日以内に、第1項に定める賃借料を賃貸人に支払うものとする。
- 4 賃貸人は、賃借人の責に帰すべき事由により、前項の期間内に賃借料を支払わないときは、賃貸人は賃借人に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(転貸の禁止)

第12条 賃借人は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(公租公課)

第13条 この物件に係る公租公課は、賃貸人が負担する。

(物件の管理責任等)

第14条 賃借人は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物件に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに賃貸人に報告しなければならない。

(物件の保守等)

第15条 賃貸人は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき賃貸人の負担で行わなければならない。

2 賃貸人は、賃借人から前条第3項の報告を受けたときは、賃貸人の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が賃借人の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(代替品の提供)

第16条 賃貸人は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を賃貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、賃貸人が代替品を提供することとなったときは、第6条及び第7条の規定を準用する。

(物件の返還等)

第17条 賃借人は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、現状に回復して返還するものとする。ただし、賃貸人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 賃借人は、この物件に投じた有益費又は必要費があっても賃貸人に請求しないものとする。

3 賃貸人は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、賃貸人の負担とする。

4 賃借人は、前項の撤去に際して必要があるときは、賃借人の職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

5 賃借人は、賃貸人が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、賃貸人に代わってこの物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

第18条 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(かしの担保)

第19条 賃貸人は、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他隠れたかしがある場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。

(所有権の表示)

第20条 賃貸人は、この物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第21条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

(1) この物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき

(2) この物件を他の物件に付着するとき

(3) この物件に付着した表示を取り外すとき

(4) この物件の借入場所を他へ移動するとき

(保険)

第22条 貸貸人は契約期間中、貸貸人の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。この保険は、移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発事故」による損害を担保するものとし、この物件が損害を受けた場合、賃借人は、貸貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

(使用不能による契約の終了)

第23条 この物件が、契約期間中に天災事変その他不可抗力によって、滅失又はき損して使用不能となった場合において、第16条の規定に基づく代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。

(契約内容の変更等)

第24条 賃借人は、必要があるときは、貸貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により賃借料を変更するときは、賃借人と貸貸人とが協議して定める。

(賃借人の解除権)

第25条 賃借人は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 貸貸人が使用開始日までにこの物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと賃借人が認めるとき

(2) 貸貸人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき

(3) 貸貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 貸貸人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき

(5) 貸貸人の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき

(6) 前各号のほか、貸貸人が、この契約に基づく義務を履行しないとき

(7) 第29条の規定によらないで、貸貸人から契約解除の申し出があったとき

(8) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 役員等がこの契約に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

ヘ 財産の買入れの契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 貸貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手

方としていた場合に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、賃借人に帰属する。
- 3 賃借人は、第1項の規定により賃貸人との契約を解除する場合において、賃貸人の所在を確認出来ないときは賃借人の事務所にその旨を掲示することにより、賃貸人への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(遵守義務違反)

第26条 賃借人は、賃貸人が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。
(協議解除)

第27条 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約を解除することができる。
(賃貸人の解除権)

第28条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第24条の規定により、賃借人がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき
- (2) 第24条の規定により、賃借人が契約内容を変更しようとする場合において、賃借料総額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき
- (3) 賃借人の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき
(契約解除に伴う措置)

第29条 第25条第1項、第28条又は第29条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、賃借人は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

- 2 前項による場合の物件の返還については、第17条の規定を準用する。
- 3 前2条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人は賃貸人に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(契約が解除された場合等の違約金)

第29条2 次の各号のいずれかに該当する場合には、賃貸人は、賃借料の総額の10分の1に相当する額（契約の一部の履行があったときは賃借料の総額から履行部分に対する賃借料相当額を控除して得た額の10分の1に相当する額）を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第25条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為に係る賃借人の解除権)

第30条 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 賃貸人が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 賃貸人は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は違約金として、賃借料の総額の10分の1に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合の措置については、第30条の規定を適用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

- 第31条 賃貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、賃借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。賃貸人が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他賃借人が認める場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、賃貸人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、賃貸人が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。賃貸人が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

（相殺）

- 第32条 賃借人は、賃貸人に対して有する金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する賃借料の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（特約条項）

- 第33条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、賃貸人に通知しなければならない。

（法令遵守）

- 第34条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補則）

- 第35条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注

者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求があった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての現地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を現地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

- 第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
- 第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
- 第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
- 第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
- 第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
- 第19 受注者は、I Cカード又はユーザーI D等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
- 第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
- 第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（発注者以外のネットワークとの接続）
- 第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。
- 第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
- 第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
- 第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
- 第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。
- 第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 印西地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するも

のとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

【長期】電話交換機賃貸借 仕様書

1. 総則

印西地区消防組合消防本部（以下「賃借人」という。）と受注者（以下「賃貸人」という。）とは、本賃貸借業務の履行に関し、契約書に定めるもののほか、本仕様に従い誠実に履行するものとする。

2. 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60ヶ月）

3. 履行場所等

（1）履行場所印西地区消防組合消防本部の指定する場所

印西地区消防組合消防本部及び牧の原消防署
印西市牧の原二丁目3番地

（2）対象機器

電子電話交換機	1式
電源装置（停電対応3時間以上）	1式
デジタル多機能電話機	45台 ※壁掛け8台
19インチラック	1式

4. 業務内容

（1）設置作業

- ア 設置場所は上記3の履行場所に設置するものとし、設置作業を実施する日程については、賃借人の指示によるものとする。
- イ 設定するデータは賃貸人の責において、既設装置よりデータを抽出しデータコンバートの上、設定投入すること。
- ウ 電話用ケーブル、端子類及びその他の部材は既設を流用しても良いが、配線等の継続使用に支障がある際は必要に応じて交換すること。
なお、交換に関わる全ての費用は、賃貸人の負担とする。
- エ 機器は、新造機であることとし、再生機・中古機は不可とする。
- オ 電話交換機の設置はラックマウントタイプとする。
- カ 賃借人が指定する箇所へ設置、配線、プログラム作成、回線切り替え、総合調整を行う。据え付け調整に際し、消防通信業務等の重要性に鑑み、賃貸人はその業務に支障をきたさないように行うものとする。
- キ 納期遅延に起因する損害は契約会社はその責任範囲において一切を負担すること。

(2) 切替作業

- ア 電話交換システムの切替は、庁舎内の通信が長時間切れることの無いように考慮した切替を行うこと。
- イ 現行機器及び接続状況を十分調査し、現用サービス及び業務に影響を及ぼさないようすること。既存の操作方法・利用サービスは既存から変更が無いこととする。
- ウ 切替作業は既設機器業者と綿密な連携のもと、業務運用に影響をあたえないこと。
- エ 切り戻し等に備えて、既設業者立ち合いのもと実施すること。
なお既設業者への費用については本調達に含める事。
- オ 現行保守業者への作業依頼が発生する場合、受注者負担とする事

(3) 撤去作業

- ア 既設の設備の撤去については、個人情報が含まれるものについては、第三者が利用できないように破壊した後、廃棄もしくは、それ以外の不用機器についても適正な処理を行ったうえで廃棄すること。また、廃棄品については、マニフェストもしくはリサイクル証明書を提出すること。
- イ 撤去に関しては撤去機器構成を十分に理解のうえ撤去計画をたてること。

(4) 定期点検（年2回）及び障害修理（24時間保守・メンテナンスリース）

- ※定期点検を実施する日程については、双方協議のうえ決定することとし、障害修理については、障害が発生した都度実施することとする。
なお、修理に関わる全ての費用は、賃貸人の負担とする。

5. 保守及び修理体制

(1) 定期点検

- 電話交換機等に対する清掃及び定期点検は、年2回以上行うものとし文書にて当該状況を報告するものとし、安定的な稼働に努めること。
- なお、当該定期点検は、原則として、印西地区消防組合消防本部の勤務を要する時間内（月曜日から金曜日における8時30分から17時15分の間）に行うものとする。

(2) 障害時の対応（24時間保守・メンテナンスリース）

- 電話交換機等の故障、使用上の障害が発生し賃借人が対応できない場合は、賃借人が連絡した当日中に来庁し、業務に支障がないよう速やかに対応するものとする。ただし、部品の確保など当日に対応できないと賃借人が認めた場合は、この限りではない。

(3) 消防システムとの連携対応

消防システムと一貫した保守対応が出来る事

6. 交換機等の主な仕様

(1) 電話交換機は、交換機本体 (ASPIRE6 相当)、電源装置、電話機及び他周辺機器により構成され、内線相互通話、内線と局線間通話が行えること。

なお、賃借人の使用している有線電話機能 (多機能電話機、一般電話機、FAX 等) を網羅し継続使用できるよう設置及び設定すること。

ア 通話路方式 IP スwitching方式、PCM 時分割方式

イ 制御方式蓄積プログラム制御方式

ウ 通話路方式時分割交換方式

エ 処理能力 7 H C S

オ 入力電源 A C 1 0 0 V ± 1 0 V

カ ダイヤル方式 P B 式又は回転ダイヤル式 (D P、1 0 P P S、2 0 P P S)

キ 停電補償時間 3 時間以上

ク トラヒック条件 6 H C S 以上 (内線電話機 1 回線の標準発着呼量)

ケ 信頼性ハードディスクレス構造とし、電話交換機の OS は汎用 OS を使用しないものとする。

コ 構造自立型および 1 9 インチラック型の設置形態が可能な構造とする。

また、柔軟な拡張性を有し、2,000 ポートまで拡張可能なものとする。

(2) IVR 機能の導入

番号選択による振り分け (IVR) 機能を新たに導入する。

外付け機器もしくは PBX 内蔵機能で各部署へ振り分けを行うこととする。

※外付け機器の場合、それに伴う PBX 側の回路数も考慮する

7. 収容回線数電話交換機等の収容回線数は、以下のとおりとする。

項目		実装数	現用量	
局線	INS1500	1 回線	1 回線	
内線	一般内線	4 0 回路	3 9 回線	
	デジタル多機能内線	4 8 回路	4 5 内線	

8. 支払方法

- (1) 使用料の支払いは、毎月払いとし、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 請求書は、消防本部消防総務課に郵送するものとする。

9. その他

- (1) 機器の搬入、設置（必要となるケーブル等を含む。）及び設定に係る費用並びに契約期間満了時における撤去に係る費用は、賃貸人の負担とする。
- (2) 賃貸人は、既存の電話交換機本体及び周辺機器等（付帯装置及びケーブル類を含む。）を協議の上、撤去するものとする。
機器の撤去に際して機器内の情報をすべて削除するものとし、作業完了証明書を発行するものとする。なお削除に係る費用は賃貸人の負担とする。
- (3) 賃借人の要請に応じて技術指導及び技術相談に 応じるものとする。

設 計 書

年度	令和 8 年 度	印西地区消防組合消防本部			
	事業名	【長期】電話交換機賃貸借			
	賃貸借期限	令和13年9月30日			
	賃貸借場所	印西市牧の原二丁目3番地			
概要					
設 計 金 額 金 円					
番号	内 訳	数量	単位	単 価	金 額
1	機器費	1	式	円	円
2	工事材料費	1	式	円	円
3	工事労務費	1	式	円	円
4	諸経費	1	式	円	円
5	設計労務費	1	式	円	円
6	保守費	60	カ月	円	円
7	長期に係る利息分	1	式	円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
	小 計				円
	消 費 税 相 当 額				円
	合 計				円